

## 議第57号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を

改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

三ツ谷工業団地地区計画区域	令和4年三島市告示第463号により地区整備計画が定められた区域
---------------	---------------------------------

別表第2に次のように加える。

三ツ谷工業団地地区計画区域	流通・業務施設地区（A地区）	(1) 事業所（次に掲げるものを除く。） ア 汚物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの イ 風営法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項第4号に規定する飲食店営業に係るもの (2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第1項に規定する倉庫（同条第3項に規定するトランクルームを除く。） (3) 工場（次に掲げるものを除く。） ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項、11の項及び30の項に掲げるものを除く。）、同条第9項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第10項に規定する特定粉じん発生施設を設置するもの イ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質を発生する	最高限度 10分の20	10分の6	9,000平方メートル。 ただし、次に掲げる建築物で公園又は緑地に建築するものについては、この限りでない。 (1) 公園施設 (2) 防災施設 (3) 便所 (4) 休憩所	道路境界線から20メートル（幅員13メートル未満の道路にあっては、5メートル）で、かつ、隣地境界線から2メートル。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 建築物（附属する建築物は除く。）の部分であって、その外壁等の中心線の長さが3メートル以下のもの (2) 高さが	最高限度 25メートル
	流通・業務施設地区（B地区）			5,000平方メートル			
	流通・業務施設地区（C地区）			1,400平方メートル			

		<p>もの</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（流通・業務施設地区（A地区）、流通・業務施設地区（B地区）又は流通・業務施設地区（C地区）内にある工場において製造し、又は加工された物品を主として販売又は提供をするものであって、その延べ面積が当該工場の延べ面積の2分の1未満であるものに限る。）</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(6) 次に掲げる建築物で公園又は緑地に建築するもの</p> <p>ア 公園施設</p> <p>イ 防災施設</p> <p>ウ 便所</p> <p>エ 休憩所</p>				<p>4メートル以下、床面積の合計が100平方メートル以下で、かつ、階数が1の別棟の倉庫、車庫、自転車置場、守衛室、ごみ置場、機械室又は通路</p> <p>(3) 高さが4メートル以下の別棟の井戸又は送水ポンプ設備を格納するための建築物</p> <p>(4) 次に掲げる建築</p>	
利便地区		<p>(1) 事業所（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 汚物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの</p> <p>イ 風営法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項第4号に規定する飲食店営業に係るもの</p>		400平方メートル			

(2) 工場（次に掲げるものを除く。）

ア 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1の1の項、11の項及び30の項に掲げるものを除く。）、同条第9項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第10項に規定する特定粉じん発生施設を設置するもの

イ 悪臭防止法第2条第1項に規定する特定悪臭物質を発生するもの

(3) 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）

(4) 配水場

(5) 集会所

(6) 防災施設その他これらに類する施設

(7) 診療所

(8) 保育所

(9) 前各号の建築物に附属するもの

(10) 次に掲げる建築物で公園又は緑地に建築するもの

ア 公園施設

イ 防災施設

物で公園  
又は緑地  
に建築す  
るもの  
ア 公園  
施設  
イ 防災  
施設  
ウ 便所  
エ 休憩  
所

		ウ 便所 エ 休憩所					
--	--	---------------	--	--	--	--	--

## 附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

令和 5 年 6 月 6 日提出

三島市長 豊 岡 武 士